

## 第56号議案

豊川市市税条例の一部改正について

豊川市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成25年8月28日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和25年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第33条の10第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第33条の13第1項中「当該年度の前年度において第33条の10第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）」に改める。

附則第6条第4項及び附則第6条の2第4項中「又は第11条の3の2第1項」を「、第11条の2の2第1項又は第11条の3第1項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「又は附則第11条の3の2第1項」を「、附則第11条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第1

1条の3第1項」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第11条の3の2第1項」を「、附則第11条の2の2第1項又は附則第11条の3第1項」に改める。

附則第9条の2の見出しを「（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第28条の2第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第28条の2第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第28条の2第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第28条の2第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、同条第2項中「株式等」を

「一般株式等」に改める。

附則第11条の2の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第28条の2第1項及び第2項並びに第29条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第28条の2第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第11条の2第1項」とあるのは「附則第11条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第11条の2の3から第11条の3までを削る。

附則第11条の3の2第2項中「附則第11条の3の2第1項」を「附則第11条の3第1項」に改め、同条を附則第11条の3とする。

附則第11条の3の3を削る。

附則第11条の3の4第2項中「附則第11条の3の4第1項」を「附則第

1 1 条の 3 の 2 第 1 項」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 1 1 条の 3 の 4 第 3 項」を「附則第 1 1 条の 3 の 2 第 3 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 1 1 条の 3 の 4 第 3 項」を「附則第 1 1 条の 3 の 2 第 3 項」に、「附則第 1 1 条の 3 の 4 第 4 項」を「附則第 1 1 条の 3 の 2 第 4 項」に改め、同項第 3 号中「附則第 1 1 条の 3 の 4 第 3 項」を「附則第 1 1 条の 3 の 2 第 3 項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第 4 号中「附則第 1 1 条の 3 の 4 第 3 項」を「附則第 1 1 条の 3 の 2 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 1 条の 3 の 4 第 3 項」を「附則第 1 1 条の 3 の 2 第 3 項」に改め、同条を附則第 1 1 条の 3 の 2 とする。

附則第 1 1 条の 3 の 5 を削る。

附則第 1 6 条の 2 第 2 項中「附則第 4 1 条第 1 1 項第 1 号」を「附則第 4 1 条第 1 0 項第 1 号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 3 条の 1 0 第 1 項及び第 3 3 条の 1 3 第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 2 8 年 1 0 月 1 日
- (2) 附則第 6 条、第 6 条の 2、第 7 条の 4、第 9 条の 2 及び第 1 1 条の 2 から第 1 1 条の 3 の 5 までの改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成 2 9 年 1 月 1 日

##### (経過措置)

第 2 条 平成 2 8 年 1 月 1 日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 5 号）第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条の 1 2 第 7 項に規定する割引債（同条第 9 項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の豊川市市税条例（以下「新条例」という。）第 3 3 条の 1 0 及び第 3 3 条の 1 3 の規定は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日以後の地方税法第 3 1 7 条の 2 第 1 項に規定する公的年金等（以下この項において「公

的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第7条の4、第9条の2及び第11条の2から第11条の3の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

---

#### 理 由

この案を提出するのは、市税制度の適正化を図るため、個人の市民税について、公的年金等に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直し、株式等の配当所得、譲渡所得等に係る課税の特例措置の見直し等の措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条 項	規定事項	説 明
総 括		<p>市税制度の適正化を図るため、個人の市民税について、公的年金等に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直し、株式等の配当所得、譲渡所得等に係る課税の特例措置の見直し等の措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行うものである。</p>
第 2 8 条の 2 第 5 項	所得割の課税標準	規定の整備
第 3 3 条の 1 0 第 1 項	公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収	<p>特別徴収対象年金所得者が、賦課期日後に市の区域外に転出した場合においても、一定の要件のもと、特別徴収を継続するものとする。</p> <p>この改正は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日以後に実施する公的年金等からの特別徴収から適用する。</p>
第 3 3 条の 1 3 第 1 項	年金所得に係る仮特別徴収税額等	<p>公的年金等の支払いの際に徴収する仮特別徴収税額について、特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち、前々年中の公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の 2 分の 1 に相当する額とするものとする。</p>

		この改正は、平成28年10月1日以後に実施する公的年金等からの特別徴収から適用する。
附則第6条 第4項	居住用財産の 買換え等の場 合の譲渡損失 の損益通算及 び繰越控除	規定の整備
附則第6条の2 第4項	特定居住用財 産の譲渡損失 の損益通算及 び繰越控除	規定の整備
附則第7条の4	寄附金税額控 除における特 例控除額の特 例	規定の整備
附則第9条の2 第1項 第2項 第3項	上場株式等に 係る配当所得 等に係る市民 税の課税の特 例	納税義務者が支払いを受けるべき一定の特定公社債等の利子等について、納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象として100分の3の税率による分離課税をするものとする。 この改正は、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子所得等から適用する。
附則第11条の2	一般株式等に	一般株式等（非上場株式、公社債

第1項 第2項	係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例	等)に係る譲渡所得等について、所得割の課税対象として100分の3の税率による分離課税をするものとする。 この改正は、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき譲渡益等から適用する。
附則第11条の2 の2 第1項 第2項	上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例	上場株式等(上場株式、特定公社債等)に係る譲渡所得等について、所得割の課税対象として100分の3の税率による分離課税をするものとする。 この改正は、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき譲渡益等から適用する。
附則第11条の2 の3		規定の整備
附則第11条の2 の4	特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例	規定の整備
附則第11条の2 の5	源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例	規定の整備
附則第11条の2	上場株式等に	規定の整備



の 6	係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除	
附則第 11 条の 2 の 7 (平成 27 年 1 月 1 日施行) 現行条項 附則第 11 条の 3	特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例	規定の整備
附則第 11 条の 3 (平成 27 年 1 月 1 日施行)	非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例	規定の整備
附則第 11 条の 3 の 2 第 2 項	先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例	規定の整備
附則第 11 条の 3 の 3	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	規定の整備
附則第 11 条の 3	条約適用利子	規定の整備

<p>の 4</p> <p>第 2 項</p> <p>第 5 項</p> <p>第 6 項</p>	<p>等及び条約適用          用配当等に係          る個人の市民          税の課税の特          例</p>	
<p>附則第 1 1 条の 3          の 5</p>	<p>保険料を支払          った場合等に          係る個人の市          民税の課税の          特例</p>	<p>規定の整備</p>
<p>附則第 1 6 条の 2          第 2 項</p>	<p>旧民法第 3 4          条の法人から          移行した法人          等に係る固定          資産税の特例          の適用を受け          ようとする者          がすべき申告</p>	<p>規定の整備</p>